

共 済 NEWS

公告広報
No.198

公 告

令和4年三職共公告第3号

定款の一部変更について

三重県市町村職員共済組合定款（昭和37年公告第1号）の一部を別紙1のとおり変更したのでこれを公告する。

令和4年三職共公告第4号

定款の一部変更について

三重県市町村職員共済組合定款（昭和37年公告第1号）の一部を別紙2のとおり変更したのでこれを公告する。

令和4年3月8日
三重県市町村職員共済組合
理事長 加藤 隆

| | |
|-----|----------------------------|
| 発行所 | 三重県市町村職員共済組合 津市河芸町浜田808 |
| 発行人 | 坂 口 裕 司 |
| 電 話 | (059)-253-2701 |

第 1 条 三重県市町村職員共済組合定款（昭和 37 年 12 月 1 日公告第 1 号）の一部を次のように変更する。

（傍線の部分は変更部分）

| 変更後 | 変更前 |
|--|---|
| <p>（任意継続掛金の額）</p> <p>第 40 条の 2 任意継続組合員に係る短期給付（介護納付金の納付に係るものを除く。）及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、<u>施行令第 46 条の 2 第 1 項</u>の規定による標準報酬の月額に 1,000 分の 93.38 を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、<u>同項</u>に規定する標準報酬の月額に 1,000 分の 17.72 を乗じて得た額とする。</p> | <p>（任意継続掛金の額）</p> <p>第 40 条の 2 任意継続組合員に係る短期給付（介護納付金の納付に係るものを除く。）及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、<u>施行令第 46 条の 2 の規定</u>による標準報酬の月額に 1,000 分の 93.38 を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、<u>同条</u>に規定する標準報酬の月額に 1,000 分の 17.72 を乗じて得た額とする。</p> |

第 2 条 三重県市町村職員共済組合定款（昭和 37 年 12 月 1 日公告第 1 号）の一部を次のように変更する。

（傍線の部分は変更部分）

| 変更後 | | | | | | | 変更前 | | | | | | |
|--|---------------------------|--------------|-------|----------------------------|--------------|-------|--|---------------------------|--------------|-------|----------------------------|--------------|-------|
| <p>（掛金及び負担金の額）</p> <p>第 40 条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> | | | | | | | <p>（掛金及び負担金の額）</p> <p>第 40 条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> | | | | | | |
| 組合員の種別 | 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合 | | | 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合 | | | 組合員の種別 | 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合 | | | 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合 | | |
| | 短期給付 | | 福祉事業 | 短期給付 | | 福祉事業 | | 短期給付 | | 福祉事業 | 短期給付 | | 福祉事業 |
| | 短期分 | 介護分 | | 短期分 | 介護分 | | | 短期分 | 介護分 | | 短期分 | 介護分 | |
| 一般組合員 | 1,000 | <u>1,000</u> | 1,000 | 1,000 | <u>1,000</u> | 1,000 | 一般組合員 | 1,000 | <u>1,000</u> | 1,000 | 1,000 | <u>1,000</u> | 1,000 |

| 変更後 | | | | | | | 変更前 | | | | | | |
|---|------------------------------------|-------------------|-----------|------------------------------------|-------------------|-----------|---|------------------------------------|-------------------|-----------|------------------------------------|-------------------|-----------|
| 市町村長組合員 | 分の 46.69 | 分の <u>8.74</u> | 分の 1.5 | 分の 46.69 | 分の <u>8.74</u> | 分の 1.5 | 市町村長組合員 | 分の 46.69 | 分の <u>8.86</u> | 分の 1.5 | 分の 46.69 | 分の <u>8.86</u> | 分の 1.5 |
| 特定消防組合員 | | | | | | | 特定消防組合員 | | | | | | |
| 船員一般組合員 | <u>1,000</u> 分の <u>44.52</u> | | | <u>1,000</u> 分の <u>48.86</u> | | | 船員一般組合員 | <u>1,000</u> 分の <u>44.43</u> | | | <u>1,000</u> 分の <u>48.95</u> | | |
| 長期組合員 | 1,000 分の — | — | | 1,000 分の — | — | | 長期組合員 | 1,000 分の — | — | | 1,000 分の — | — | |
| 市町村長長期組合員 | 2.35 | | | 2.35 | | | 市町村長長期組合員 | 2.35 | | | 2.35 | | |
| 2 (略) | | | | | | | 2 (略) | | | | | | |
| <p>(任意継続掛金の額)</p> <p>第 40 条の 2 任意継続組合員に係る短期給付(介護納付金の納付に係るものを除く。)及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、施行令第 46 条の 2 第 1 項の規定による標準報酬の月額に 1,000 分の 93.38 を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、同項に規定する標準報酬の月額に <u>1,000 分の 17.48</u> を乗じて得た額とする。</p> <p>(資金の繰入れ)</p> <p>第 42 条 <u>令和 4 年度</u>における地方公務員等共済組合法施行規程(昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号)第 7 条第 1 項の規定により定款で定める金額は、<u>2,130 円</u>とする。</p> | | | | | | | <p>(任意継続掛金の額)</p> <p>第 40 条の 2 任意継続組合員に係る短期給付(介護納付金の納付に係るものを除く。)及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、施行令第 46 条の 2 第 1 項の規定による標準報酬の月額に 1,000 分の 93.38 を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、同項に規定する標準報酬の月額に <u>1,000 分の 17.72</u> を乗じて得た額とする。</p> <p>(資金の繰入れ)</p> <p>第 42 条 <u>令和 3 年度</u>における地方公務員等共済組合法施行規程(昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号)第 7 条第 1 項の規定により定款で定める金額は、<u>2,115 円</u>とする。</p> | | | | | | |

附 則 (令和 4 年 2 月 22 日公告第 3 号)

- 1 この変更は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による変更後の第 40 条の 2 の規定は、令和 4 年 1 月 1 日から適用する。
- 3 第 2 条の規定による変更後の第 40 条第 1 項及び第 40 条の 2 の規定は、令和 4 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

三重県市町村職員共済組合定款（昭和 37 年 12 月 1 日公告第 1 号）の一部を次のように変更する。

（傍線の部分は変更部分）

| (組合員の種別) | (組合員の種別) |
|---|---|
| <p>第 33 条 組合員は、一般組合員、<u>短期組合員</u>、市町村長組合員、特定消防組合員、長期組合員、<u>後期高齢者等短期組合員</u>、市町村長長期組合員、船員一般組合員、<u>船員短期組合員</u>、継続長期組合員及び任意継続組合員に区分する。</p> <p>2 一般組合員は、次項から第 12 項までに掲げる組合員以外の組合員とする。</p> <p>3 <u>短期組合員は、法第 74 条第 2 項各号に規定する職員である組合員とする。</u></p> <p>4 市町村長組合員は、市町村長である組合員（第 8 項に規定する市町村長長期組合員を除く。）とする。</p> <p>5 特定消防組合員は、地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する等の政令（昭和 61 年政令第 57 号）による改正前の地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）附則第 9 条に規定する特定消防職員である組合員とする。</p> <p>6 長期組合員は、<u>後期高齢者医療の被保険者等（法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者医療の被保険者等をいう。以下同じ。）</u>である組合員（次項に規定する後期高齢者等短期組合員を除く。）とする。</p> <p>7 <u>後期高齢者等短期組合員は、後期高齢者医療の被保険者等である短期組合員とする。</u></p> <p>8 市町村長長期組合員は、市町村長である長期組合員とする。</p> <p>9 <u>船員一般組合員は、船員保険の被保険者（船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項の規定による船員保険の被保険者をいう。以下同じ。）</u>である組合員（次項に規定する船員短期組合員を除く。）とする。</p> <p>10 <u>船員短期組合員は、船員保険の被保険者である短期組合員とする。</u></p> <p>11 継続長期組合員は、前条第 2 号に掲げる組合員とする。</p> | <p>第 33 条 組合員は、一般組合員、市町村長組合員、特定消防組合員、長期組合員、市町村長長期組合員、船員一般組合員、継続長期組合員及び任意継続組合員に区分する。</p> <p>2 一般組合員は、次項から第 9 項までに掲げる組合員以外の組合員とする。</p> <p>3 市町村長組合員は、市町村長である組合員（第 6 項に規定する市町村長長期組合員を除く。）とする。</p> <p>4 特定消防組合員は、地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する等の政令（昭和 61 年政令第 57 号）による改正前の地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）附則第 9 条に規定する特定消防職員である組合員とする。</p> <p>5 長期組合員は、<u>後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 50 条に規定する被保険者をいう。）</u>である組合員及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第 51 条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならない組合員とする。</p> <p>6 市町村長長期組合員は、市町村長である長期組合員とする。</p> <p>7 <u>船員一般組合員は、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項の規定による船員保険の被保険者である組合員とする。</u></p> <p>8 継続長期組合員は、前条第 2 号に掲げる組合員とする。</p> |

12 任意継続組合員は、前条第7号に掲げる組合員とする。

(短期給付)

第34条 組合は、組合員(継続長期組合員を除く。)及びその遺族に対し、法第53条及び第54条に規定する短期給付を行う。ただし、長期組合員、後期高齢者等短期組合員及び市町村長長期組合員に対しては、法第53条第1項第1号から第10号まで、同項第11号から第13号まで及び法第54条に規定する短期給付は行わない。

(長期給付)

第38条 組合は、組合員(短期組合員、後期高齢者等短期組合員、船員短期組合員及び任意継続組合員を除く。)及びその遺族に対し、法第74条に規定する長期給付を行う。

(掛金及び負担金の額)

第40条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

| 組合員の種別 | 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合 | | | 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合 | | |
|---------|---------------------------|-------------|------------|----------------------------|-------------|------------|
| | 短期給付 | | 福祉事業 | 短期給付 | | 福祉事業 |
| | 短期分 | 介護分 | | 短期分 | 介護分 | |
| 一般組合員 | 1,000分の46.69 | 1,000分の8.74 | 1,000分の1.5 | 1,000分の46.69 | 1,000分の8.74 | 1,000分の1.5 |
| 短期組合員 | | | | | | |
| 市町村長組合員 | | | | | | |
| 特定消防組合員 | 1,000分の | 8.74 | 1.5 | 1,000分の | 8.74 | 1.5 |
| 船員一般組合員 | | | | 1,000分の | 1,000分の | |
| 船員短期組合員 | 1,000分の | | | | | |

9 任意継続組合員は、前条第7号に掲げる組合員とする。

(短期給付)

第34条 組合は、組合員(継続長期組合員を除く。)及びその遺族に対し、法第53条及び第54条に規定する短期給付を行う。ただし、長期組合員及び市町村長長期組合員に対しては、法第53条第1項第1号から第10号まで、同項第11号から第13号まで及び法第54条に規定する短期給付は行わない。

(長期給付)

第38条 組合は、組合員(任意継続組合員を除く。)及びその遺族に対し、法第74条に規定する長期給付を行う。

(掛金及び負担金の額)

第40条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

| 組合員の種別 | 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合 | | | 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合 | | |
|---------|---------------------------|-------------|------------|----------------------------|-------------|------------|
| | 短期給付 | | 福祉事業 | 短期給付 | | 福祉事業 |
| | 短期分 | 介護分 | | 短期分 | 介護分 | |
| 一般組合員 | 1,000分の46.69 | 1,000分の8.74 | 1,000分の1.5 | 1,000分の46.69 | 1,000分の8.74 | 1,000分の1.5 |
| 市町村長組合員 | | | | | | |
| 特定消防組合員 | | | | | | |
| 船員一般組合員 | 1,000分の44.52 | | | 1,000分の48.86 | | |
| 長期組合員 | 1,000 | — | | 1,000 | — | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|---------------------|---|--|---------------------|---|--|-----------|------------|--|--|------------|--|--|
| | 44.52 | | | 48.86 | | | 市町村長長期組合員 | 分の 2.35 | | | 分の 2.35 | | |
| 長期組合員 | 1,000 分の 2.35 | — | | 1,000 分の 2.35 | — | | 2 (略) | | | | | | |
| 後期高齢者等 短期組合員 | | | | | | | | | | | | | |
| 市町村長長期組合員 | | | | | | | | | | | | | |
| 2 (略) | | | | | | | 2 (略) | | | | | | |

附 則（令和4年2月22日公告第4号）

この変更は、令和4年10月1日から施行する。